

○近畿大学体育会陸上競技部遠征費援助規程

本規程は、部員が全日本レベルの試合または関西学生以上の対校戦に出場する場合の援助額を定めるものである。

カテゴリー	試合名	1泊の援助額
1	日本選手権、日本学生、グランプリシリーズ、全日本大学駅伝	¥7,000
2	日本学生個人、日本選手権リレー、西日本学生、出雲大学駅伝	¥6,500
3	関西学生、関西学生駅伝	¥5,000

2. 交通費

交通費の援助については、当該年度の財務状況に応じてその都度決定する。

注1) 宿泊費の援助は原則としてレースの前日の宿泊のみとする。

注2) 上記の試合でも大阪開催の場合は援助しない。

注3) 招待選手として遠征し、その経費を主催者が負担する場合は援助しない。

注4) 都道府県代表選手として遠征し、その経費を各都道府県が負担する場合は援助しない。

注5) 年度予算額を使い切った場合は援助しない。

注6) 宿泊費が援助額を下回った場合はその実費を援助する。

注7) 宿泊費の援助を受ける場合は領収書を必ず提出すること。

注8) 宿泊費の援助については、当該年度の財務状況に応じて試合ごとに増額または減額することができる。宿泊費の援助額の増減はスタッフ会議の承認を必要とし、実施の場合は試合名と増減額を幹部会を通じて部員に通知する。

○近畿大学体育会陸上競技部試合参加費援助規程

本規程は、部員が全日本レベルの試合または関西学生以上の対校戦に出場する場合の参加費の援助額を定めるものである。

リレー種目および駅伝に出場する場合は、その参加費は全額部費から支出する。また個人種目であっても参加費が5千円を超える場合はその半額を援助する。

○近畿大学体育会陸上競技部レンタカー借上げ援助規程

本規程は、部員が関西学生以上の対校戦に出場する場合のレンタカー借上げに対する援助額を定めるものである。

関西学生、西日本学生、日本学生の各対抗戦および関西学生駅伝、出雲大学駅伝、全日本大学駅伝でレンタカーの使用が必要な場合、レンタカー1台の使用費用全額を部費から支出する。使用量の内訳は、借上げ代、保険料、ガソリン代、高速道路通行料、駐車料金とし、必ず領収証を提出すること。なお、借上げに当たっては、以下の情報が記された「レンタカー使用許可願」をスポーツ振興センターに提出し、許可を得るものとする。

- 1) 試合名(試合開催期間)
- 2) レンタカーの使用が必要な理由
- 3) レンタカー運転者(運転免許証を添付)
- 4) 使用期日および運転ルート
- 5) 保険概要